

総合口座

(2020年4月1日現在適用中)

1. 商品名	・総合口座
2. 販売対象	・個人のみ（1人1口座に限ります。）
3. 取引内容	<p>・総合口座として、次の取引ができます。</p> <p>① 普通預金の取引</p> <p>② 定期預金の取引…未成年者（既婚者を除く）は預入できません。 （自動継続式で、金額は1口1万円以上のものに限りです。）</p> <p>③ 上記②の定期預金を担保とする当座貸越の取引</p> <p>・なお、普通預金単独でのご利用も可能です。</p>
4. 当座貸越取引の担保	・スーパー定期、スーパー期日指定定期預金、変動金利定期預金 等
5. 貸越極度	・総合口座の定期預金の合計残高の90%の金額(上限200万円)まで利用できます。
6. 貸越利率	・担保定期預金の約定利率に、年0.50%を上乗せした利率となります。
7. 担保設定順位	<p>・貸越利率の低いものから順に担保とします。</p> <p>・貸越利率が同一の定期預金が数口ある場合には、預入日（継続をしたときはその継続日）の早い順に担保とします。</p>
8. 貸越利息の自動引落し	<p>・普通預金と同一の利息計算期間とし、利息決算日の翌日に普通預金口座から貸越利息を自動的に引落します。</p> <p>・ただし、定期預金の解約等により担保残高がゼロになるときは、その時点で貸越利息をお支払いいただきます。</p>
9. 付加できる特約事項	——
10. 預金保険の適用	<p>・普通預金、定期預金とも適用されます。（保護対象預金等の合算で1人当たり元本1,000万円までとその利息等が保護されます。）</p> <p>・普通預金については、別途、特約による切替によって、利息を無利息として、預金保険による全額保護の対象となる決済用普通預金として利用することができます。</p>
11. 元本欠損リスクと要因	——
12. 権利行使上の制限 ・中途解約の制限	——
13. 想定されるリスク	——

14. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預金規定に記載の別途表示する一定の期間とは、利息元加日を除いた口座の最終移動日以降10年間とします。
15. 預金取引に関わるご相談・苦情窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預金取引に関するご相談・苦情等については下記の窓口でお受けします。 ・ 静岡中央銀行 <ul style="list-style-type: none"> 【ご連絡先】お客様相談室 【電話番号】0120-700-858 【受付時間】午前9時～午後5時（祝日および銀行の休業日を除く月～金曜日） 【Eメール】info@shizuokachuo - bank. co. jp ・ 一般社団法人全国銀行協会（指定紛争解決機関） <ul style="list-style-type: none"> 【ご連絡先】全国銀行協会相談室 【電話番号】0570-017109（一般電話から）または03-5252-3772（携帯電話・PHSから） 【受付時間】午前9時～午後5時（祝日および銀行の休業日を除く月～金曜日）